

議案第 9 号

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

川崎市福祉のまちづくり条例（平成 9 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 章 雑則（第 26 条）」

を

「第 4 章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項（第 26 条～第 35 条）」

第 5 章 雑則（第 36 条）」

に改める。

第 1 条中「障害者、高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18

年政令第379号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

2 この条例において「公共的施設」とは、官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

第3条第2項、第4条第1項、第5条第3項、第7条第2号、第10条第1項及び第2項第8号、第11条ただし書、第23条、第24条並びに第25条第1項中「障害者、高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改める。

第4章中第26条を第36条とし、同章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定 に基づく事項

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第26条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項の許可を受けた建築物(次条において「応急仮設建築物等」という。)を除く。)とする。

- (1) 学校(令第5条第1号に規定するものを除く。)
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に規定するものを除く。)
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場(令第5条第11号に規定するものを除く。)

(特別特定建築物等の新築の規模)

第27条 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合におい

て、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等（特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。）（応急仮設建築物等を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）

第28条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第33条までに定めるところによる。

（階段）

第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
- (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。
- (3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。

2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。

（便所）

第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

（移動等円滑化経路）

第31条 令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
- (2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。
- (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。
- (4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。
 - ア 幅は、140センチメートル以上とすること。
 - イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。

（増築等に関する適用範囲）

第32条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用す

る便所

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

(5) 令第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

（特定建築物に関する読替え）

第33条 第26条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第29条第1項、第30条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（適用除外）

第34条 第26条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物等を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。

（手数料）

第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 官公署からの申請によるとき。

(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

4 既納の手数料は、還付しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第27条関係）

特 別 特 定 建 築 物 等	建築の規模
学校	床面積の合計 2,000平方メートル未満
病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
診療所（患者の入院施設がないものに限る。）	床面積の合計 500平方メートル以上
集会場又は公会堂	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
公衆浴場	
飲食店	

理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 1,000平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物等（改正後の条例第27条に規定する特別特定建築物等をいう。以下この項において同じ。）の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する建築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。）については、改正後の条例第4章の規定は、適用しない。

（川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正）

- 3 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成4年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「のものとし、そのうち市長が車いす使用者のために必要と認める特定自動車用駐車施設については、駐車台数1台につき幅3.7メートル以上で奥行き6メートル以上の規模」を削る。

（川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に存する新築物若しくは当該建築物の敷地内に附置

しなければならない特定自動車用駐車施設（川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第2条第2号に規定する特定自動車用駐車施設をいう。）であって市長が車いす使用者のために必要と認めるもの（以下この項において「車いす使用者用駐車施設」という。）又は現に新築、増築若しくは大規模の修繕等（同条例第6条に規定する大規模の修繕等をいう。）の工事に着手している建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない車いす使用者用駐車施設のうち駐車用に供する部分の規模については、前項の規定による改正前の川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条第1項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「幅3.7メートル以上で奥行き6メートル以上」とあるのは、「幅3.5メートル以上」とする。

（川崎市建築基準条例の一部改正）

5 川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「特殊建築物の避難施設等（第11条～第17条）」を「削除」に改める。

第4章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第11条から第17条まで 削除

第26条第1項中「（第15条に規定する場合を除く。）」を削る。

第46条第4項第3号中「（第14条第1項（こう配に係る規定に限る。）に規定する場合を除く。）」を削る。

第63条第2項中「第12条、第13条、第14条第1項、第15条、第16条、」を削る。

第63条の2第1項ただし書中「9の項、10の項又は18の項」を「7

の項、8の項又は16の項」に改める。

第65条第1項中「、第12条、第13条、第14条第1項、第15条、第16条」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第63条の2関係）

	区 分	金 額
1	第6条第2項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
2	第6条第3項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
3	第6条の2第5項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
4	第8条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
5	第18条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
6	第20条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円
7	第34条第3項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円

8	第40条第3項の規定に基づく建築の許可又は第48条の規定に基づく建築の認定（第40条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
9	第48条の規定に基づく建築の認定（第41条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
10	第48条の規定に基づく建築の認定（第42条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
11	第48条の規定に基づく建築の認定（第43条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
12	第48条の規定に基づく建築の認定（第44条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
13	第48条の規定に基づく建築の認定（第45条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
14	第48条の規定に基づく建築の認定（第46条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
15	第48条の規定に基づく建築の認定（第47条に係る認定に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
16	第53条第1号の規定に基づく建築の許可（第51条に係る許可に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円

17	第53条第1号の規定に基づく建築の許可（第52条に係る許可に限る。）の申請に対する審査	1件につき 27,000円
18	第54条第3項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき 27,000円

別表の備考中「3の項、9の項、10の項及び18の項」を「4の項、7の項、8の項及び16の項」に改める。

（川崎市建築基準条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行の際現に工事中の建築物（前項の規定による改正前の川崎市建築基準条例第11条各号に掲げるものに限る。）の新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 7 この条例の施行前にした附則第5項の規定による改正前の川崎市建築基準条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定に違反する行為及び前項においてなお従前の例によることとされている場合におけるこの条例の施行の日以後にした改正前の条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の規定に基づき、特別特定建築物に追加する特定建築物、特別特定建築物の建築の規模及び建築物移動等円滑化基準に付加する事項を定めること等のため、この条例を制定するものである。